

京都府中小企業応援条例について

○ 目的

中小企業応援条例は、中小企業の状況に応じ、経営の安定から成長発展まで一貫した支援を実施することにより、中小企業の振興を図ることを目的としています。

○ 基本方針

中小企業の振興を図っていくために必要な4つの施策展開の柱（基本方針）を定め、この柱の下、中小企業が行う研究開発、設備投資、販路の拡大その他の多様な取組に対して総合的な支援を実施することとしています。

4つの柱と主な施策

1 中小企業の経営の安定、再生及び承継

中小企業の経営の安定、再生及び承継を図るため、経営基盤の維持及び強化等に関する施策を実施

- ◇ 円滑な資金供給の確保（融資等）
- ◇ 設備の導入の支援
- ◇ 技術の向上及び経営の改善に関する支援
- ◇ 経営の承継に関する支援
- ◇ 商工会等と連携した経営相談
- ◇ 業務情報の安全管理等に対する支援 等

2 中小企業の成長発展の促進

中小企業の成長発展を促進するため、研究開発等事業計画に関する認定制度、創業等の促進に関する施策を実施

- ◇ 研究開発等事業計画の認定（認定企業には不動産取得税の軽減、融資等の支援）
- ◇ 創業等の促進のための事業環境の整備（イキハート施設の提供や販路開拓支援） 等

3 中小企業における知的財産等の活用等の促進

中小企業の経営基盤を支え、成長発展の源泉ともなる知的財産等の活用・保護等に関する施策を実施

- ◇ 大学等の研究成果の中小企業への移転の促進
- ◇ 知的財産等に関する情報の提供、助言及び普及啓発
- ◇ 知恵の経営の支援 等

4 中小企業を支える人材の育成等

中小企業を支える人材の育成及び確保を図り、優れた技術及び技能の継承等を支援するための施策を実施

- ◇ 人材の育成及び確保を図るための仕組みづくりの推進
- ◇ 職業訓練、研修等による職業能力開発の推進
- ◇ 優れた技術又は技能を有する人材の活用 等